

安定的な地方財政運営の確保等に関する提言

安定的な地方財政運営に資するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 現在、政府等において進められている歳出の見直しにおいては、支出規模の大きさから社会保障や地方財政について重点的に取り組むとしている。地方歳出の大半は法令等に義務付けられた経費であることを十分に勘案し、国の制度や法令の見直しを行わずに地方の歳出を見直すことは断じて行わないこと。
2. 都市自治体は、安定した財政運営と事業の円滑な推進のため、予見可能性の向上が必要であり、国は、地方財政の展望を早期に提示すること。
3. 国の責任において実施されるべき新たな制度創設や制度改正に当たっては、都市自治体の意見を反映させるため、事前に国と地方の協議の場等で十分協議を行うとともに、事務費を含め全額国庫負担とし、地方に財政負担や事務手続き上の過大な負担が生じることのないようにすること。
4. 臨時福祉給付金のように課税状況を基準にして給付措置を実施する場合は、支給者が支給審査のために課税情報を円滑に活用できるよう必要な立法措置を講じること。
5. 直轄事業負担金に係る地方債について、元利償還金に係る交付税算入率の拡充を図るとともに、財政健全化法の健全化判断比率に影響を及ぼすことのないよう、実質公債費比率及び将来負担比率の算入から除外すること。
6. PPP／PFI導入については、都市自治体の置かれている状況は多様であり、事業の規模や採算性がそれぞれ異なること、公共投資や公共施設等の性質からみてPPP／PFIに必ずしもなじまないものがあること等を踏まえ、都市自治体の自主性に委ねること。